

令和 6 年度事業報告書
令和6年4月1日から7年3月31日まで

特定非営利活動法人みつばちネットワーク

1 事業の成果

令和元年にみつばち児童クラブ西町教室において始まった放課後児童健全育成事業の6年目の運営となった。前年度に続き3教室で100名以上の小学生をお預かりし、子どもたちのための、学校、家庭に次ぐ第三の居場所づくりに努めた。

保育の内容としては、季節のイベントや工作で独自の工夫を行ったり、長期休暇にはバスでお出かけしたり、貴重な時間を過ごすことができた。

おかげさまで、利用を希望される方からの問い合わせが継続的にあり、新入生は既存の利用者の方からのご紹介が多い。

また、次年度から湖山小学校内で4教室目の「るり児童クラブ」を前運営者から引き継いで運営させていただくことになった。新しい児童クラブが、湖山地区全体の待機児童を出さないための一助を担っているのではないかと考えている。

これからも地域の子どものための居場所を作り、成長を支えていき、保護者の方が安心して働いていただける環境を整えていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
放課後児童健全育成事業	みつばち児童クラブ西町教室の運営	4/1～3/31	西町1-202	6人	43人	37,848
同上	みつばち児童クラブ湖山教室の運営	4/1～3/31	湖山町南1-773-2	6人	48人	
同上	みつばち児童クラブ公園前教室の運営	4/1～3/31	西町2-109	5人	62人	

(2) その他の事業

該当事業無し

37,848

令和6年度 財産目録

令和7年3月31日現在

特定非営利活動法人みつばちネットワーク

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	3,000		
山陰合同銀行鳥取駅南支店	95,540		
鳥取銀行鳥取北支店	4,265,373		
鳥取信用金庫鳥取北支店	44,013		
立替金	0		
未納入金	306,306		
仮払金	262,545		
前払費用	1,044,600		
流動資産合計		6,021,377	
2. 固定資産			
建物	2,887,408	✓	
建物附属設備	1,260,375	✓	
車両運搬具	1,169,106	✓	
工具器具備品	127,988	✓	
その他の固定資産	463,124	✓	
固定資産合計		5,908,001	
資産合計			11,929,378
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,804,621		
前受金	1,117,510		
預り金	-75,061		
流動負債合計		2,847,070	
2. 固定負債			
長期借入金			
固定負債合計		0	
負債合計			2,847,070
正味財産			9,082,308

令和6年度 貸借対照表

令和7年3月31日現在

特定非営利活動法人みつばちネットワーク
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4,407,926		
その他流動資産	1,613,451		
流動資産合計		6,021,377	
2. 固定資産			
建物	2,887,408		
建物附属設備	1,260,375		
車両運搬具	1,169,106		
工具器具備品	127,988		
その他の固定資産	463,124		
固定資産合計		5,908,001	
資産合計			11,929,378
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,804,621		
前受金	1,117,510		
預り金	-75,061		
流動負債合計		2,847,070	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			2,847,070
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		8,666,795	
当期正味財産増減額		415,513	
正味財産合計			9,082,308
負債及び正味財産合計			11,929,378

令和6年度 活動計算書
 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 特定非営利活動法人みつばちネットワーク
 (単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取委託料			
放課後児童健全育成事業	27,844,621	27,844,621	
4. 事業収益			
放課後児童健全育成事業	10,145,123	10,145,123	
5. その他収益			
受取利息	4166		
雑収益	270,000	274,166	
経常収益計			38,263,910
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	20,477,030		
賞与手当	1,705,000		
法定福利費	3,102,742		
福利厚生費	137,905		
人件費計	25,422,677		
(2) その他経費			
旅費交通費	102,726		
交際費	461,902		
会議費	137,553		
車両費	2,295,871		
通信費	514,703		
租税公課	117,234		
消耗品費	1,568,278		
地代家賃	1,454,800		
リース料	0		
修繕費	0		
保険料	1,579,633		
支払手数料	864,110		
諸会費	0		
新聞図書費	107,636		
減価償却費	2,044,466		
寄付金	10,000		
雑費	1,166,630		
その他経費計	12,425,542		
事業費計		37,848,219	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
支払利息	178		
その他経費計	178		
管理費計		178	
経常費用計			37,848,397
税引前当期正味財産増減額			415,513
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			415,513
前期繰越正味財産額			8,666,795
次期繰越正味財産額			9,082,308

計算書類の注記

特定非営利活動法人みつばちネットワーク

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日の最終改正 NPO法人会計基準協議）

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）

(3) 引当金の計上基準

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

(5) ボランティアによる役務の提供

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 会計方針の変更

3. 事業別損益の状況

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

6. 使途等が制約された寄附金等の内訳

7. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	3,599,203	0	0	3,599,203	711,795	2,887,408
建物附属設備	1,883,954	0	0	1,883,954	623,579	1,260,375
車両運搬具	10,577,949	0	0	10,577,949	9,408,843	1,169,106
工具器具備品	444,400	0	0	444,400	316,412	127,988
投資その他の資産		0	0	0		
敷金	300,000	0	0	300,000	0	300,000
リサイクル料	43,880	0	0	43,880	0	43,880
保険積立金	119,244	0	0	119,244	0	119,244
合計	16,968,630	0	0	16,968,630	11,060,629	5,908,001

8. 借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	225,000	0	225,000	0
合計	225,000	0	225,000	0

9. 役員及びその近親者との取引の内容

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 重要な後発事象
- ・ その他の事業に係る資産の状況

467,124

前事業年度の年間役員名簿

特定非営利活動法人みつばちネットワーク

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就 任 期 間	報酬を受けた 期 間
理事長	山口 英晃		令和 6 年 4 月 1 日 ～ 7 年 3 月 31 日	無し
理事	池田 康利		令和 6 年 4 月 1 日 ～ 7 年 3 月 31 日	無し
理事	影山 嗣泰		令和 6 年 4 月 1 日 ～ 7 年 3 月 31 日	無し
監事	小坂 宏治		令和 6 年 4 月 1 日 ～ 7 年 3 月 31 日	無し

(備考)

- 1 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」の欄には、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第 3 条第 1 項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「就任期間」の欄には、左に記載された役員全員について記載し、「報酬を受けた期間」の欄については、報酬を受けたことがある役員のみについて記載する。